

地方公共団体実行計画（事務事業編）
策定・実施マニュアル（簡易版）について

2019年（令和元年）
環境省 大臣官房 環境計画課

1. 事務事業編とは（法律で定められている事項）

事務事業編とは？

- 地方公共団体が実施している事務・事業に関し、**「温室効果ガスの排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」**に取り組むための計画です。
- **全ての都道府県及び市町村並びに特別区及び一部事務組合、広域連合に策定と公表が義務付けられています。**

事務事業編に記載しなければならない内容は？

- 事務事業編には、必ず記載しなければならない内容があります。

（地球温暖化対策の推進に関する法律）

第二十一条

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

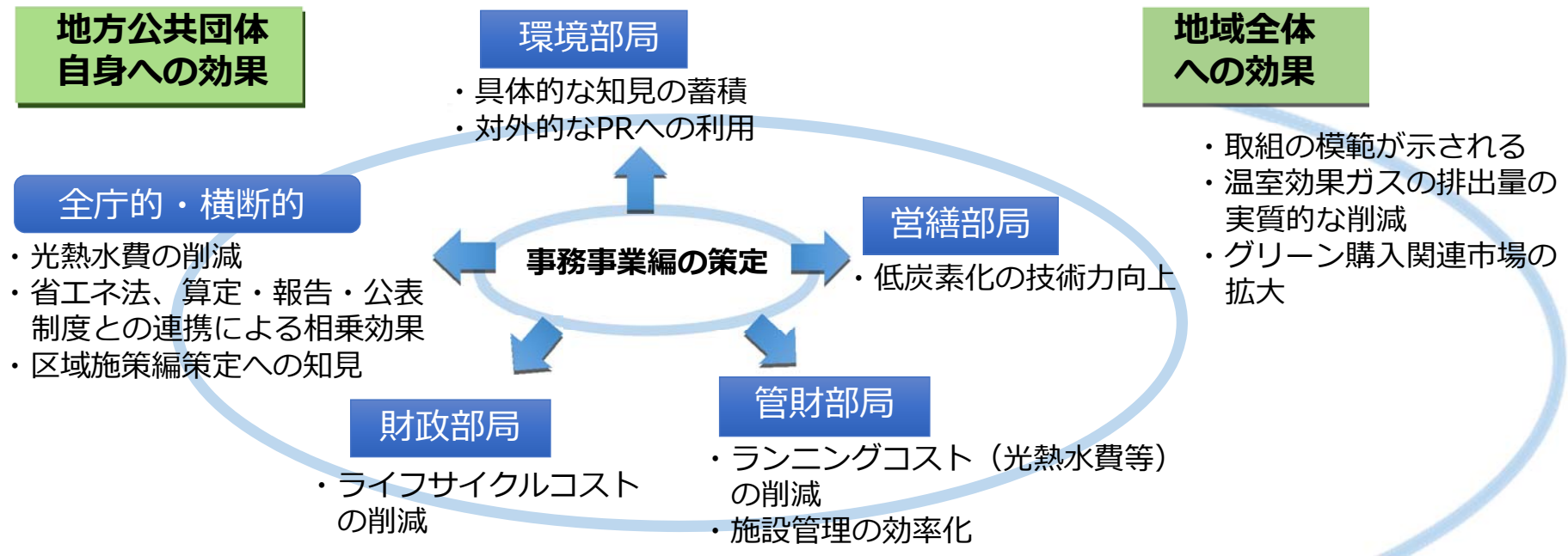
- 一 **計画期間**
- 二 地方公共団体実行計画の**目標**
- 三 実施しようとする**措置の内容**

1. 事務事業編とは（様々な効果）

基本的な考え方

- 事務事業編は全庁的な計画であり、他部局の協力が不可欠な計画です。しかし、温室効果ガス総排出量の削減だけでなく、光熱水費の削減や、施設管理の効率化等、様々な効果がある計画でもあります。
- 地方公共団体自身に対しての効果に加え、地域全体への効果も期待されます。

事務事業編の効果

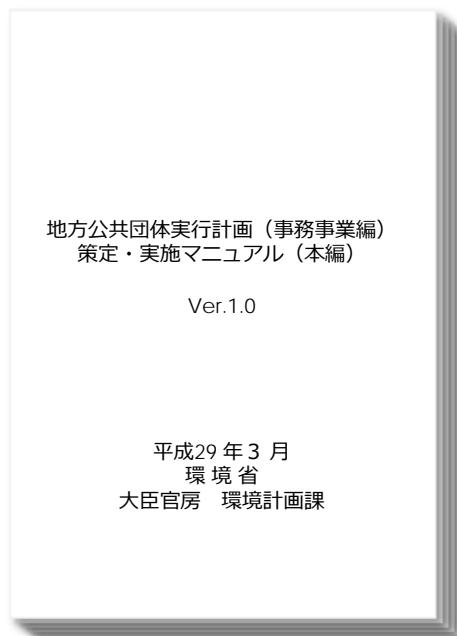


2. 事務事業編マニュアルについて

基本的な考え方

- 環境省では、事務事業編を策定・実施するためのマニュアルを公開しています。
- マニュアルには本編と簡易版があり、全ての情報を網羅した本編と、必要最小限の情報を平易に書いた簡易版を用意しています。

策定・実施マニュアル（本編）



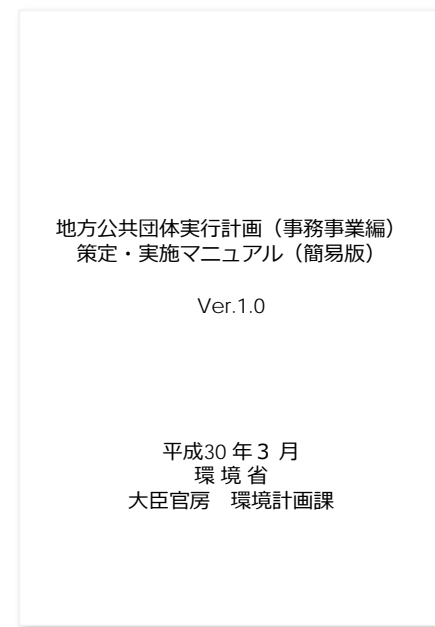
<対象者>

- 全ての地方公共団体
- 地球温暖化対策に馴染みのある担当者

<特徴>

- 全ての情報を盛り込んだ完全版
- PDCAの流れに沿って解説
- コラムなども充実
- 325Pと詳細な内容

策定・実施マニュアル（簡易版）



<対象者>

- 小規模な地方公共団体
- 初めて地球温暖化対策に触れる担当者

<特徴>

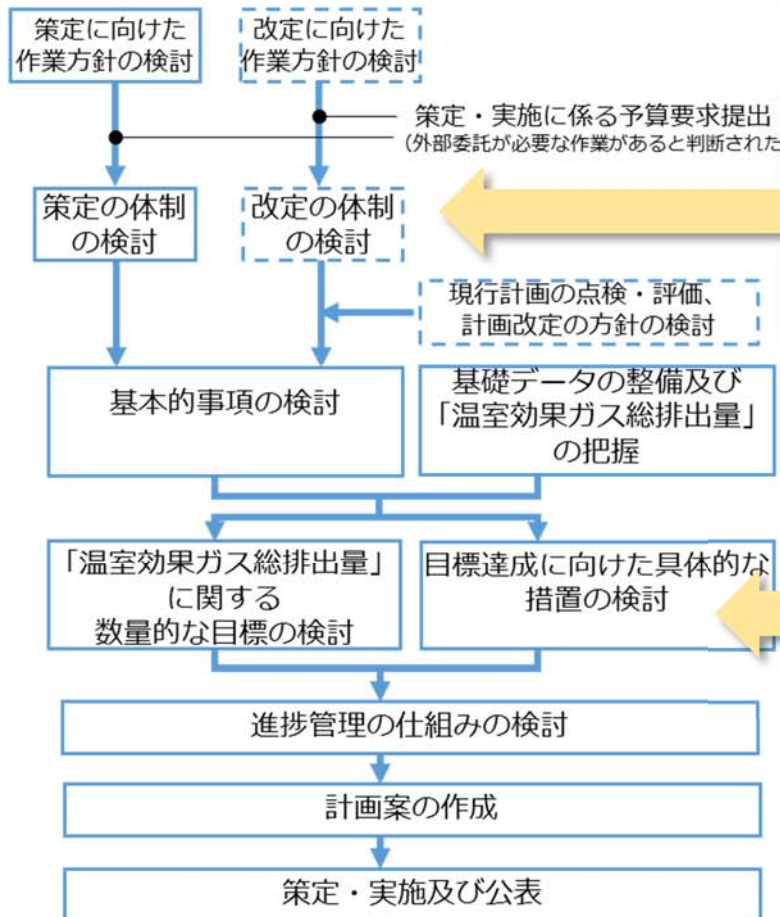
- 必要最小限の情報
- 平易な表現
- すんなり読める57P
- 地球温暖化対策に関する基礎知識、キーワードのひとこと解説集
- 便利なひな形付き

3. マニュアル本編と簡易版の違い（全体）

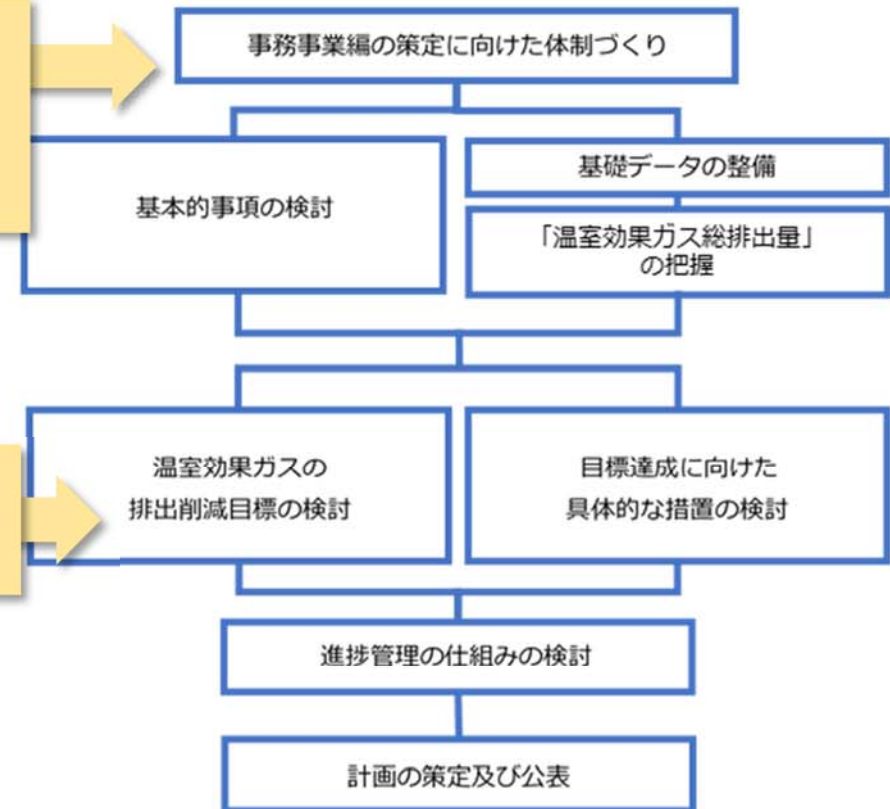
基本的な考え方

○マニュアル簡易版では、詳細なパターン分け等を省略し、項目を絞って説明しています。

策定・実施マニュアル（本編）



策定・実施マニュアル（簡易版）



簡易版では、○の場合、△の場合等、詳細なパターン分け等が省略されています。

必要なステップは本編と同様に網羅しています。

3. マニュアル本編と簡易版の違い（目標設定）

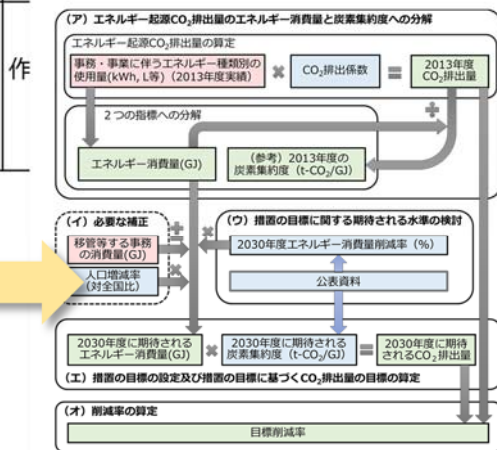
基本的な考え方

○マニュアル本編では3種類の目標設定の仕方とそれぞれのメリットデメリットを紹介し、その後詳細な手法を紹介しています。簡易版では環境を専門としない担当者にも策定可能なよう、最も簡便な手法2種類に絞って紹介しています。

策定・実施マニュアル（本編）

設定方法	メリット	デメリット
<手法1> 地球温暖化対策計画のいずれかの部門の目標を選択する手法	簡単で分かりやすい	一般廃棄物処理や下水処理を自ら実施している団体の場合、自団体の実態に合わない削減目標値となる可能性が高い
<手法2> 地球温暖化対策計画の複数のガス別部門別の目標を組み合わせる手法	手法1よりは自団体の実態に即した目標水準が設定できる	ガス別部門別には全国一律の目標水準となっているため、自団体の実態に合わない削減目標値となる可能性がある
<手法3> 重要な措置の効果の見込み等に基づき検討する手法（次頁にて説明）	自団体の実態に即した目標水準が設定できる	

それぞれの手法を詳細に説明



策定・実施マニュアル（簡易版）

地球温暖化対策計画の個別部門の目標に基づく考え方

- <例> エネルギー起源CO₂排出量の「業務その他部門」を参照する場合
- 「温室効果ガス総排出量」の目標削減率 = 約40%（2013年度比）
 - 「温室効果ガス総排出量」の目標値
 = 市町村の2013年度の「温室効果ガス総排出量」[t-CO₂] × (100% - 40%)

地球温暖化対策計画の中期目標に基づく考え方

- <例> 中期目標を参照する場合
- 「温室効果ガス総排出量」の目標削減率 = 約26%（2013年度比）
 - 「温室効果ガス総排出量」の目標値
 = 市町村の2013年度の「温室効果ガス総排出量」[t-CO₂] × (100% - 26%)

2種類に手法を絞る

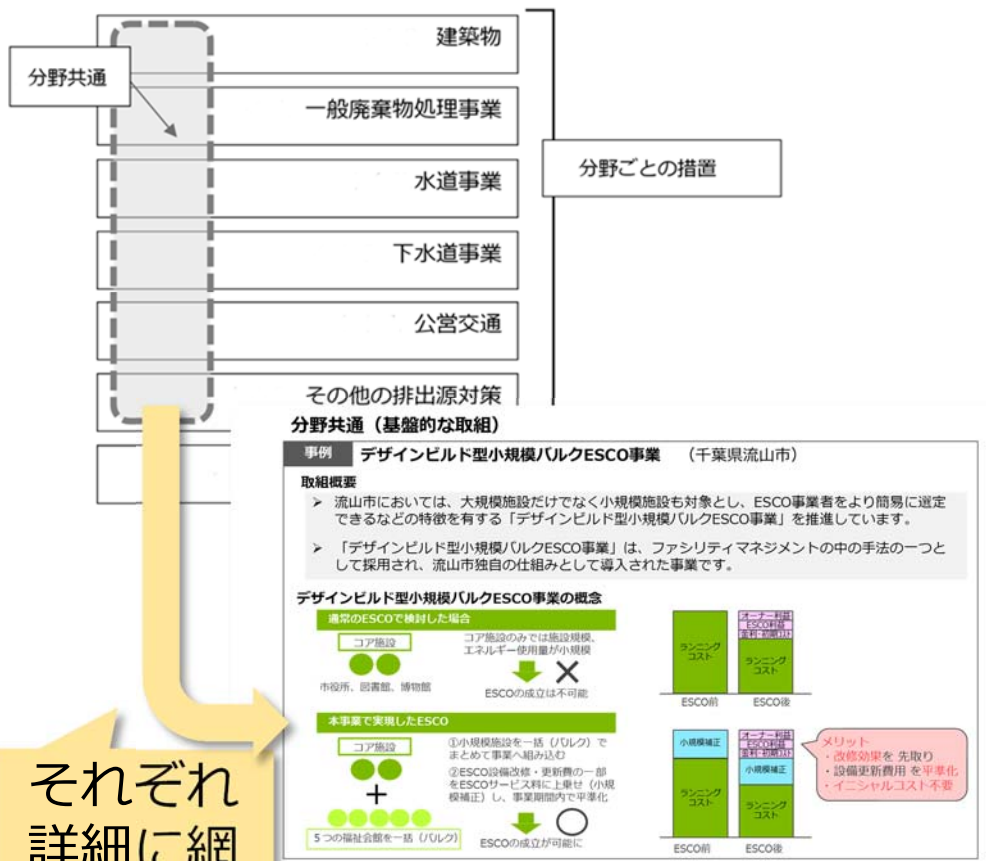
3. マニュアル本編と簡易版の違い（措置）

基本的な考え方

○措置についても、本編では全ての分野ごとに詳細に措置を網羅しています。詳細かつ専門的な内容です。簡易版では代表的な措置を抽出し、記載しています。

策定・実施マニュアル（本編）

策定・実施マニュアル（簡易版）



それぞれ
詳細に網
羅

①基盤的な取組	施設整備に係る情報の整備
	意識啓発などの取組
	グリーン購入・グリーン契約等の推進
	環境マネジメントシステムの導入
②建築物	運用の改善
	低コストでの設備の改善
	設備の改善
③公用車	燃費性能の優れた輸送用機器の使用
	排出削減に資する電源又は燃料の使用
	排出削減に資する運転又は操縦

代表的なものを抽出し記載

4. マニュアル簡易版について

基本的な考え方

〇3万人以下の小規模な地方公共団体の担当者や、初めて地球温暖化対策に触れる担当者の方は、ぜひマニュアル簡易版を活用してみてください。

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual.html



マニュアル簡易版を使用して、事務事業編を策定してみましよう！

※マニュアル簡易版は、現在改訂作業中で（改訂版は11月に公開予定）です。